

判決年月日	平成19年2月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年（行ケ）第10661号		

○水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン - α - オレフィン共重合体の製造方法等の発明に係る特許異議手続の決定に対する取消訴訟において、特許請求の範囲の記載、本件明細書の記載を検討し、本件出願当時の技術常識を参酌すれば、本件発明1に係る重合方法が周知のユニポール法を重合の原理とするものであり、ユニポール法の装置の下で、触媒担体と重合生成物の平均粒径が、「ふるい分け法」によって測定されるものと直ちに理解することができるのに、「平均粒径」と記載しただけでは、いずれの粒度の測定法によるもので、いずれの意味の平均粒径かが一義的に決まらないから、特許請求の範囲の記載要件、並びに、発明の詳細な説明の実施可能要件を満たしていないとした決定は違法であるとして、決定を取り消した事例。

（関連条文）平成6年法律第116号による改正前の特許法36条5項2号及び6項、4項

Xは、発明の名称を「水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン - α - オレフィン共重合体の製造方法および水架橋成形物」とする特許発明の特許権者であるが、特許異議の申立てがあり、その決定で、本件発明が、発明の構成に欠くことができない事項として、触媒担体及びグラニュー状物の平均粒径を特定の範囲に限定しているが、単に平均粒径と記載しただけでは、いずれの粒度の測定法によるもので、いずれの意味の平均粒径かが一義的に決まらないから、特許請求の範囲の記載要件、並びに、発明の詳細な説明の実施可能要件を満たしていないとされた。そこで、Xは、決定の取消しを求めたところ、本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

「平均粒径は、原理、試料の性質、測定の目的、必要な測定精度等によって初めて特定が可能となるものであり、これらの要因を抜きにして『平均粒径』という用語自体を議論しても何らの意味もないものであるといえる。」、「本件において問題とされている『・・・平均粒径50～200 μ m・・・の無機酸化物多孔体からなる担体』及び『・・・平均粒径0.5～1.5mmのグラニュー状物』は、本件重合方法に使用される本件担体及び本件グラニュー状物の平均粒径を示しているものであるから、本件重合方法（注、本件発明1に係る重合方法）がどのような技術的意義を有するものであるか、平均粒径の測定の前提となる原理、試料の性質、測定の目的、必要な測定精度等が開示されているかの検討を抜きにして、本件発明に係る平均粒径を論ずることはできない。」

「ユニオンカーバイド社のユニポール法は、昭和56年5月の時点で、気相流動床反応器により直鎖低密度ポリエチレン（LLDPE）を工業生産する唯一の方法として、当

業者の間において周知となっていたものというべきである。そして、本件重合方法は、気相流動床反応器で、有機Ｃｒ化合物を担持した触媒担体を使用する、上記周知のユニポール法を重合の原理とするものであったことが認められる。」「ユニポール法は、気相流動床式反応器の反応帯域において、粉末触媒と重合体粒子（エチレン、 α -オレフィン）とを流動化の下で接触して重合反応を行わせるものである。」

「甲１７ないし甲２３各公報には、触媒担体と重合生成物の平均粒径は、『ふるい分け法』によって測定されるものと認められる。そして、甲１７ないし甲２３各公報に接した当業者においても、気相流動床式反応器の下で、すなわち、ユニポール法の装置の下で、触媒担体と重合生成物の平均粒径は、『ふるい分け法』によって測定されるものと直ちに理解することができるものである。」「以上検討したところによると、本件重合方法は、本件出願当時に周知のユニポール法であり、ユニポール法においては、担体及び生成物の『平均粒径』を『ふるい分け法』によって測定するのが通常であって、本件明細書の記載に接した当業者であれば、本件発明の『平均粒径』は、『ふるい分け法』によるものであると理解するのが自然かつ合理的であるというべきである。したがって、本件明細書の記載が旧３６条５項２号及び６項（注、平成６年法律第１１６号による改正前の特許法３６条５項２号及び６項）の要件に違反するとした決定の判断は誤りであって、その誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、X主張の取消事由１には理由がある。」